

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の制定等について
(告示案概要)

平成 30 年 7 月
厚生労働省労働基準局
国土交通省住宅局
環境省水・大気環境局

第 1 趣旨

建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用実態の把握を推進するため、国土交通省では、平成 25 年 7 月に「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」(平成 25 年国土交通省告示第 748 号。以下「旧規程」という。)を定め、中立かつ公正に正確な調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を図ってきた。

また、建築物の解体・改修時においては、石綿障害予防規則(平成 17 年厚生労働省令第 21 号)第 3 条及び大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第 18 条の 17 の規定に基づき、解体作業等に係る調査が必要とされており、厚生労働省及び環境省では、一定の知見を有する等の者が当該調査を行うよう、周知啓発等を行ってきた。

これらの調査に求められる知識やスキルは共通の内容が少なくなく、今後、石綿含有建材が使用されている建築物の解体工事の増加が見込まれる状況を踏まえると、調査に携わる者の育成を一体的に行うことが、効率的かつ効果的であると考えられる。

今般、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材に関する調査に加えて、解体作業等における石綿含有建材の事前調査について専門的知識を有する者を育成するため、新たに建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(以下「新規程」という。)を制定する。

なお、新規程を制定することに伴い、旧規程を廃止することとする。

第 2 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程等の主な内容

1 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の制定

(1) 定義

次の用語について定義を定めること。

イ 石綿含有建材

石綿を含有する建築材料

ロ 建築物石綿含有建材調査者

建築物における石綿含有建材の使用実態の調査を行う者で、新規程により厚生労働大臣の登録を受けた講習(以下単に「講習」という。)のうち、講義及び修了考査を修了した者(特定建築物石綿含有建材調査者である者を除く。)

ハ 特定建築物石綿含有建材調査者

建築物における石綿含有建材の使用実態の調査を行う者で、講習のうち、講義、実地研修及び修了考査を修了した者

二 制限業種

次に掲げる業種

- (イ) 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。）
 - (ロ) 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業その他建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）
 - (ハ) 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
 - (二) 建築材料の製造、供給及び流通業
 - (ホ) 石綿含有建材の調査及び分析並びに除去等に関する業
- (2) 講習の登録等
- イ 講習の登録（以下単に「登録」という。）は、講習の実施に関する事務（以下単に「講習事務」という。）を行おうとする者の申請により行うこと。
 - ロ 登録の申請をしようとする者は、所要の申請書及び添付書類を厚生労働大臣に提出すること。
 - ハ 登録は、建築物石綿含有建材調査者講習登録簿に次に掲げる事項を記載してすること。
 - (イ) 登録年月日及び登録番号
 - (ロ) 講習事務を行う者（以下「講習実施機関」という。）
 - (ハ) 講習事務を行う事務所の名称及び所在地
 - (二) 講習事務を開始する年月日
 - ニ 講習実施機関は、ハの登録事項の変更をしようとするときは、厚生労働大臣に届け出ること。
 - ホ 登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うこと。
- (3) 欠格条項
- 次のいずれかに該当する者が行う講習は、登録を受けることができないこと。
- イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）、大気汚染防止法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係する法律又はこれらの法律に基づく命令及び条例の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ロ (11)ハにより登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者
 - ハ 法人であって、講習事務を行う役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの
- (4) 登録の要件
- 厚生労働大臣は、登録の申請が、次の要件の全てに適合しているときは、その登録をすること。また、登録をした場合に、厚生労働大臣は、国土交通大臣及び環境大臣に対して通知を行うこと。
- イ (5)ロ(ホ)の表の左欄に掲げる科目について講義が行われるものであること。
 - ロ 実地研修を行う場合にあっては、所要の規定に適合する実地研修が行われるものであること。
 - ハ 講習の講師が、次のいずれかに該当する者であること。

- (イ) 建築物石綿含有建材調査者
- (ロ) 特定建築物石綿含有建材調査者
- (ハ) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築学、医学、化学その他の講習事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は建築学、医学、化学その他の講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
- (ニ) (イ) から (ハ) までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 制限業種に属する事業を行う者に支配されているものでないこと。ただし、申請者が、労働災害防止団体法（昭和 39 年法律第 118 号）による労働災害の防止を目的として組織された団体その他の講習事務を中立かつ公正に行うことができる者である場合においては、この限りでないこと。

ホ 講習事務を管理する者が置かれていること。

(5) 講習事務の実施

- イ 講習実施機関は、毎事業年度、講習の実施に関する計画を作成し、これに従って公正に講習事務を行うこと。また、毎事業年度、厚生労働大臣に当該計画を提出し、及び、講習の実施結果を報告すること。
- ロ 講習実施機関は、登録要件及び次に掲げる基準に適合する方法により、講習事務を行うこと。

(イ) 講義の受講資格は、次のいずれかに該当する者とする。

- a 労働安全衛生法別表第 18 第 23 号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者
- b 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（c から e までにおいて「建築課程等」という。）を修めて卒業した後、建築に関して 2 年以上の実務の経験を有する者
- c 学校教育法による短期大学（修業年限が 3 年であるものに限り、同法による専門職大学の 3 年の前期課程を含む。）において、建築課程等（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。d において同じ。）、建築に関して 3 年以上の実務の経験を有する者
- d 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築課程等を修めて卒業した後、建築に関して 4 年以上の実務の経験を有する者（c の者を除く。）
- e 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築課程等を修めて卒業した後、建築に関して 7 年以上の実務の経験を有する者
- f 建築に関して 11 年以上の実務の経験を有する者
- g 建築行政に関して 2 年以上の実務の経験を有する者
- h 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 108 号）による改正前の労働安全衛生法別表第 18 第 22 号に掲げる

特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者

- i b から h までと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者
- (ロ) 実地研修の受講資格は、次のいずれかに該当する者とする。
 - a 建築物石綿含有建材調査者で、建築物石綿含有建材調査に関して2年以上の実務経験を有する者
 - b (イ) a の者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者
 - c (イ) b から i までに該当する者
- (ハ) 講習を毎年一回以上行うこと。
- (ニ) 講習は、講義及び修了考査（実地研修を行う場合にあっては、講義、実地研修及び修了考査）により行うこと。ただし、(ロ) a の者については、講義を行わないことができること。
- (ホ) 講義は、次の表の左欄の科目に応じ、それぞれ同表の右欄の内容について、所要の時間以上行うこと。ただし、(イ) a の者については、建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1の科目を免除することができること。

科目	内容
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	労働安全衛生法その他関係法令、建築物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る建築物石綿含有建材調査の基礎知識に関する事項
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	大気汚染防止法及び建築基準法その他関係法令、リスク・コミュニケーションその他の建築物石綿含有建材調査全般にわたる基礎知識に関する事項
石綿含有建材の建築図面調査	建築一般、建築設備と防火材料、石綿含有建材、建築図面その他の建築物石綿含有建材調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項
現場調査の実際と留意点	調査計画、事前準備、現地調査、試料採取、現地調査の記録方法、建材中の石綿分析その他の現地調査に関する事項
建築物石綿含有建材調査報告書の作成	調査票の記入、調査報告書の作成、所有者への報告その他の建築物石綿含有建材調査報告書に関する事項

- (ヘ) 修了考査は、次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の右欄に掲げる方法により修了考査を行うこと。

講習区分	時期	方法
講義及び修了考査	講義の終了後	筆記試験
講義、実地研修及び修了考査	講義及び実地研修の終了後	筆記試験及び口述試験
実地研修及び修了考査	実地研修の終了後	口述試験

査		
---	--	--

(ト) 実地研修を実施する場合は、所要の基準に適合するように行うこと。

(チ) 修了考査に合格したものに対し、所定の修了証明書を交付すること。

(リ) その他、所要の基準に適合する方法により講習事務を行うこと。

(6) 定期講習

講習実施機関は、建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者が、定期に受講することによりその知識及び技能の維持向上を図るための講習を実施することができること。

(7) 講習事務規程

講習実施機関は、次の事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務の開始前に、厚生労働大臣に届け出ること。

イ 講習の受講の申込みに関する事項

ロ 講習の受講手数料の額及び収納の方法に関する事項

ハ 修了考査の問題の作成及び修了考査の合否判定の方法に関する事項

ニ 修了証明書の交付及び再交付に関する事項

ホ 講習事務に関する秘密の保持に関する事項

ヘ 講習事務に関する公正の確保に関する事項

ト 不正受講者の処分に関する事項

チ その他所要の事項

(8) 講習事務の休廃止

講習実施機関は、講習事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、所要の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に届け出ること。

(9) 通知

厚生労働大臣は、(2)ニ、(7)又は(8)による届出があったときは、その旨を国土交通大臣及び環境大臣に通知すること。

(10) 帳簿の記載等

講習実施機関は所要の事項を記載した帳簿を備えること。

(11) 適合勧告等

イ 適合勧告

厚生労働大臣は、講習実施機関が実施する講習が、登録の要件に適合しなくなったと認めるときは、その講習実施機関に対し、基準に適合するため必要な措置をとるべきことを勧告することができること。

ロ 改善勧告

厚生労働大臣は、講習実施機関が講習事務の実施に係る規定に違反していると認めるときは、その講習実施機関に対し、(5)による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができること。

ハ 登録の取消し等

厚生労働大臣は、講習実施機関が次の(イ)から(二)までその他の所定の事項に違反した場合は、当該講習実施機関が行う講習の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部又は一部の停止を指示

することができること。

(イ) 欠格事項に至ったとき。

(ロ) 勧告に従わなかったとき。

(ハ) 二の報告を求められて報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(ニ) 不正の手段により登録を受けたとき。

二 報告の徴収

厚生労働大臣は、講習事務の適切な実施を確保するため必要な限度において、講習実施機関に対し、講習事務の状況に関し報告をさせることができること。

ホ 関係機関の長の連携

適合勧告等の実施に際し、厚生労働大臣、国土交通大臣及び環境大臣が相互に連携すること。

(12) その他

イ 新規程に規定する厚生労働大臣の権限を、都道府県労働局長に委任する等、所要の規定を整備すること。

ロ 旧規程の「建築物石綿含有建材調査者」は、新規程の「特定建築物石綿含有建材調査者」とみなすこと。

ハ その他、所要の規定の整備を行うこと。

2 建設物石綿含有建材調査者講習登録規程の廃止

旧規程を廃止すること。

第3 告示日等

○告示日：平成30年9月下旬（予定）

○適用日：平成30年10月上旬（予定）